

## 第1回 関市まちづくり市民会議

日時 平成24年9月11日(火)  
午後7時～午後9時  
場所 関市役所6階6-2会議室

1 市長あいさつ

2 概要説明

3 規約及び傍聴規程について

4 講義

「関市のまちづくりを考えるための公共政策学の視点」

北海道大学公共政策大学院 専任講師 <sup>わかお</sup>若生 <sup>たつや</sup>幸也 氏

5 自己紹介

6 その他

次回開催日

月 日

内容(予定)

関市第4次総合計画及び関市の財政状況について

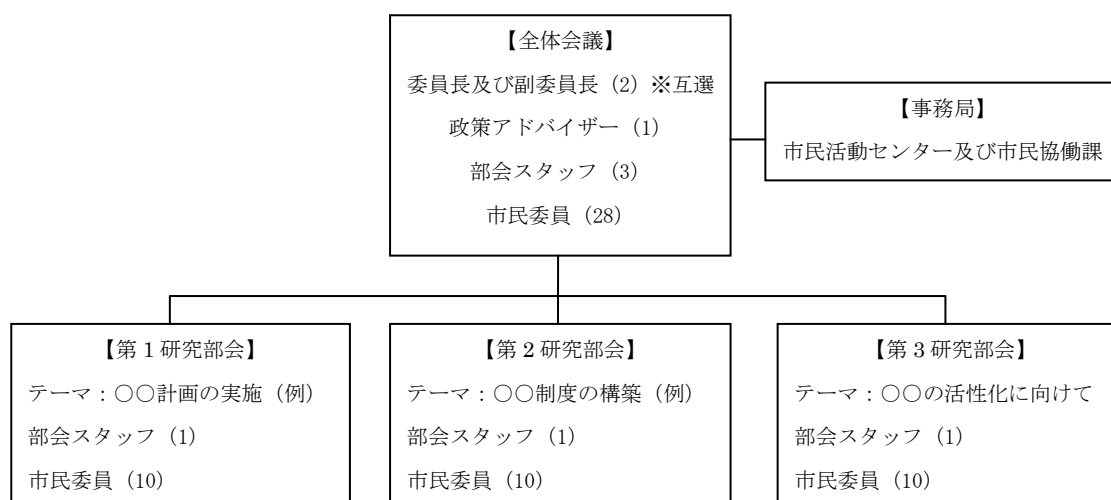
## 関市まちづくり市民会議の概要

### 1 目的等

まちづくり市民会議は、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民の視点から市が抱える課題を洗い出し、課題解決のための様々な事業を提案することを目的とします。

まちづくり市民会議は、市民が主体となり自らが考える会議体として位置づけれます。

### 2 組織体制



### 3 今後のスケジュール

- 初年度 H24. 9 まちづくり市民会議の設置  
全体会議により市の現状把握及び課題抽出のためのワークショップ  
第1回 「市民会議とは何か」  
第2回 「関市第4次総合計画」「関市の財政状況」  
第3回 「(仮) 関市の福祉施策」「(仮) 関市の環境施策」  
H24. 12 第4回以降、課題（3テーマ）を決定、各研究部会に分かれて調査研究  
↓ ※必要に応じて全体会議  
H25. 6 市民へ公表（発表会の開催）  
H25. 7 事業提案書の提出、市関係部局との協議  
H25. 9 市から市民会議への検討結果の報告（新委員の公募）  
↓  
次年度 H25. 10 新たな課題抽出

#### 4 全体会議

- (1) まちづくり市民会議は、公募による市民委員30名、政策アドバイザー1名及び部会スタッフ3名の計34名により構成します。
- (2) 全体会議は、各部会で研究する施策について、政策アドバイザーからの助言、他の部会員との意見交換、情報共有の場とします。ただし、当初の4ヶ月間は市の現状把握と課題抽出のためのワークショップの場とします。
- (3) 全体会は、概ね1月に1回程度の頻度で、平日の夜間の開催を基本とします。
- (4) 全体会の運営などの庶務は、事務局が行います。全体会の進め方については、委員長及び政策アドバイザーと協議し決定します。

#### 5 研究部会

- (1) 研究部会を3部会設置し、市民会議委員各10名及び部会スタッフ各1名によって構成します。所属する研究部会は各委員の意向を尊重しますが、委員長と事務局が協議して決定します。
- (2) 研究部会は、施策研究のワーキンググループに位置づけ、委員の自主的運営に委ねます。
- (3) 各研究部会の部会スタッフは、市職員または市民活動センター職員とします。人員については、1名としていますが必要に応じて増員します。
- (4) 運営方法やスケジュールなどは各研究部会が決定します。

#### 6 研究テーマ

- (1) 各研究部会の研究テーマは、市民会議委員が協議し12月中に決定します。
- (2) 市民会議委員は、研究に必要な資料やデータは、市民協働課を通じて市関係部局へ求めることができます。

#### 7 提案書及び市政への反映等

- (1) 提案された事業を実施するためには、次年度以降の予算に反映できる仕組みが必要です。市民会議委員と市関係部局との協議の場を設定するとともに、予算計上など実施に向けて市関係部局が検討します。
- (2) 提案される事業には、市だけでなく市民が担う事業も考えられます。市民が担うべきと判断した場合は、市民活動助成金提案制度により、市民に公募し実施します。
- (3) 提案されたすべての事業について、実施を担保しているわけではありません。実施の可否を含めた最終的な検討結果は市民会議へ報告します。
- (4) 提案書の提出にあわせて、内容を広く周知するために、市職員及び市民を対象にした発表会を開催します。

## 関市まちづくり市民会議規約

(設置目的)

第1条 市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民の視点から市が抱える課題を洗い出し、課題解決のための事業を提案する関市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民会議の活動は、次の事項とする。

- (1) まちづくりに関する調査及び研究
- (2) まちづくりに関する意見及び提案
- (3) その他まちづくりの推進に必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、公募による市民またはこれに準ずる者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任した日の翌年の9月30日までとする。

2 市民会議は、委員に会議の秩序を乱す、又は妨げるような言動があり、円滑な運営を阻害すると認められるときは、市民会議委員の合意により、当該委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の賛成をもって非公開とすることができる。

(研究部会)

第7条 市民会議は、必要に応じて研究部会を置くことができる。

2 研究部会に属すべき委員は、委員長が決定する。

3 研究部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

(市の役割)

第8条 市は、市民会議の運営を支援する。

2 市は、必要に応じて資料及び情報を提供するとともに、職員を市民会議に参加させる。

(事務局)

第9条 市民会議の事務を処理するため、関市市民活動センターに事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年9月11日から施行する。

## 関市まちづくり市民会議の会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関市まちづくり市民会議の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 委員長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員長が傍聴を不適當と認める者

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における言論に対して拍手又は言語をもって可否を表明しないこと。
- (4) 私語、談笑その他会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (5) その他委員長の指示に従うこと。

(退場命令)

第5条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

附 則

この規程は、平成24年9月11日から施行する。